

奈良県告示第三百四十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、外川土地改良区の役員が次のとおり就任した旨、同土地改良区から届出があつた。

令和四年三月十五日

奈良県知事 荒井正吾

就任役員の役名、氏名及び住所

理事 喜多 泰夫

大和郡山市外川町二七九

〃 辻本 敏博

〃 三一六